

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十四号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号中「竹原市、安芸高田市、江田島市」を「竹原市」に、「大崎上島町については」を「安芸高田市及び大崎上島町については」に、「限る」を「限り、江田島市については、(3)及び(7)から(11)までに掲げる事務を除く」に改め、同表の第四号の三(1)中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、同号(9)中「(8)」を「(10)」に改め、同号(9)を同号(11)とし、同号(8)中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号(8)を同号(10)とし、同号(7)中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号(7)を同号(9)とし、同号(6)中「第二十九条」を「第三十三条」に改め、同号(6)を同号(8)とし、同号(5)中「第二十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号(5)を同号(7)とし、同号(4)中「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号(4)を同号(6)とし、同号(3)中「第十四条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号(3)を同号(5)とし、同号(2)中「第十四条第三項」を「第十八条第四項」に、「届出の受付」を「届出又は掲示内容の変更の届出の受付」に改め、同号(2)を同号(4)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2) 法第十六条第一項の規定による温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認

(3) 法第十七条第一項の規定による温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認

第二条の表の第八号の四中「廿日市市、江田島市」を「廿日市市」に、「安芸高田市及び」を「江田島市及び」に改め、同表の第九号及び第九号の二中「東広島市」の下に「、安芸高田市」を加え、同表の第九号の六の二中「及び東広島市」を「、東広島市及び江田島市」に改め、同表の第十号中「東広島市」の下に「、安芸高田市」を加え、同表の第十三号の(1)中「第三十一条の二第二項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ」

に、「第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同号(2)中「第三十一条の二第二項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同表の第二十号の二中「東広島市」の下に、「安芸高田市」を加え、「坂町については」を「安芸高田市及び坂町については」に改め、同表の第二十四号の二中「と。いう。」の下に「及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下この号において「政令」という。）」を加え、同号(18)中「障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）」を「政令」に改め、「(25)まで」の下に「、(32)及び(33)」を加え、同号(31)の次に次のように加える。

(32) 政令第三十二条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定に係る申請内容の変更の届出の受付

(33) 政令第三十三条第一項の規定による医療受給者証の再交付

第二条の表の第二十四号の二中「及び三次市」を「、三次市及び安芸高田市」に、「(25)まで」の下に「、(32)及び(33)」を加える。

第二条の表の第三十一号の二中「廿日市市」の下に「、安芸高田市」を加え、「大竹市、江田島市」を「大竹市、安芸高田市、江田島市」に改め、同表の第三十五号中「第四号の三(3)から(5)」を「第四号の三(5)から(7)」に改める。

第三条の表の第一号、第二号の二及び第二号の三中「、安芸高田市、府中町」を削り、同表の第六号中「東広島市」の下に「、安芸高田市」を加え、同表の第十号の二中「、安芸高田市、府中町」を削り、同表の第十二号(1)中「第三十一条の二第二項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同号(2)中「第三十一条の二第二項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同号中「市町」の下に「（広島市、呉市、福山市、三次市及び東広島市を除く。）」を加え、同表の第十三号の二及び第十八号の二中「、安芸高田市、府中町」を削り、同表の第二十六号中「安芸高田市」の下に「、江田島市」を加え、同表の第二十六号の二から第二十六号の九までの規定中「、安芸高田市、府中町」を削り、同表の第二十八号中「安芸高田市及び」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表の第四号の三の改正規定 温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法

律第三十一号) 附則第一条に規定する政令で定める日

二 第二条の表の第十三号及び第三条の表の第十二号の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十九号) 附則第一条に規定する政令で定める日